

2024（令和6）年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）
試験科目：公法（憲法）

下記の問題1と問題2に答えなさい。

問題1 人格権としての名誉権にもとづき、裁判所が仮処分として出版物の頒布等を発表前に差し止めること（以下「出版物の頒布等の事前差止め」という。）は許されるかについて、下記の小問1と小問2に答えなさい。

小問1 判例は、出版物の頒布等の事前差止めは「検閲」（憲法21条2項前段）に該当しないとしている。その理由を説明しなさい。

小問2 出版物の頒布等の事前差止めは許されるかという問題を憲法21条の趣旨に照らしてどのように考えるべきかを、判例の立場に即して説明しなさい。

問題2 刑法230条の2第1項にいう「事実」が真実であることの証明がない場合であっても名誉毀損罪（刑法230条1項）が成立しないことはあるかという問題について、下記の小問1と小問2に答えなさい。

小問1 この問題についての判例の立場を説明しなさい（説明は下記の小問2を解く上で必要な範囲にとどめ、それ以外の刑法上の問題は論じなくてよい）。

小問2 小問1で説明した判例の立場を、あなたは表現の自由の保障（憲法21条1項）という観点からどのように評価しているかを述べなさい。